

高取町飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)の趣旨にのっとり、飼い主のいない猫の繁殖を抑制することにより、町内の良好な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、予算の範囲内において飼い主のいない猫の不妊去勢手術に要する費用を補助することに関し、高取町補助金等交付規則(平成14年高取町規則第25号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 特定の所有者がいないことが明らかな猫をいう。
- (2) 不妊去勢手術 獣医師法(昭和24年法律第186号)第3条の免許を有する獣医師が行う猫の生殖を不能にする手術をいう。
- (3) 識別処置 不妊去勢手術が既に施されていることを識別できるように、雄猫は右耳、雌猫は左耳の先端をV字に切除する処置をいう。
- (4) 地域猫活動 飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施し、元の生息場所に戻して、地域住民が主体となって適切に飼養することにより、一代限りの寿命を全うさせ、飼い主のいない猫の個体数及び環境被害を減らす活動をいう。
- (5) 地域猫 地域猫活動により飼養される猫をいう。

(補助対象)

第3条 補助金の交付の対象者は、飼い主のいない猫に不妊去勢手術を受けさせ、その手術に要した費用を負担した者であって、次の各号のいずれかに該当する者。

- ア 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)による高取町の住民基本台帳に記載されている者
- イ 代表者及び構成員のうち1人以上が住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)による高取町の住民基本台帳に記載されている団体。

(補助事業)

第4条 補助金の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、町内に生息する飼い主のいない猫の不妊去勢手術(随胎手術及び識別処置を含む。)とする。不妊去勢手術の実施中に当該猫が既に不妊去勢手術を実施済みであることが判明したときも、同様とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助事業に要した費用(ワクチン接種、ノミダニ駆除、血液検査、抗生剤投薬、搬送費用その他の間接的な経費を除く。)とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 去勢手術(雄猫の精巣を摘出する手術をいう。) 1頭につき10,000円
- (2) 不妊手術(雌猫の卵巣又は卵巣及び子宮を摘出する手術をいう。) 1頭につき15,000円

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、不妊去勢手術を行った日の属する月の翌月の末日までに、高取町飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 獣医師が発行した不妊去勢手術に係る領収書及び明細書
- (2) 猫の施術前及び施術後の写真
- (3) 檻の設置状況など、捕獲作業が分かる写真
- (4) 捕獲場所の位置図又は見取図
- (5) その他町長が必要と認める書類

- 2 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しない。
- (1) 飼い猫又は町外に生息する飼い主のいない猫に不妊去勢手術を行う場合
 - (2) 動物の愛護及び管理に関する法律第10条第1項に規定する第一種動物取扱業の登録を受けた者のうち猫の販売業を営むものである場合
 - (3) 不妊去勢手術について他の団体から補助金その他の助成措置を受ける場合
 - (4) 不妊去勢手術を行った猫に識別処置を施していない場合
 - (5) 町税に滞納がある場合
 - (6) 高取町補助金等交付規則第4条第2項各号のいずれかに該当する場合

(申請者の遵守事項)

第7条 申請者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 飼い主のいない猫を捕獲するときは、あらかじめ猫の生息状況、飼い主の有無等の実態把握を行い、近隣住民に地域猫活動の趣旨を周知して理解を得た上で行うこと。
- (2) 飼い主のいない猫に不妊去勢手術を受けさせるときは、識別処置を施すこと。
- (3) 地域猫として飼養するときは、適切な給餌、排せつ物の処理、周辺の清掃その他環境美化に努めること。
- (4) 猫の捕獲及び不妊去勢手術により苦情、紛争等の問題が生じたときは、自らの責任において誠意を持って解決を図ること。

(交付の決定)

第8条 町長は、第6条の申請を受理したときは、その内容を審査し、高取町飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、申請者に結果を通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付を決定する場合において、必要な指示又は条件を付けることができる。

(補助金の交付)

第9条 町長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第10条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容に違反したとき。

(状況報告)

第11条 町長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、不妊去勢手術の実施状況等について報告を求めることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、この要綱の施行の日以後に行われた不妊去勢手術について適用する。